

第4版 はしがき

第3版を刊行した2023（令和5）年9月以降，社会の変動とともに労働法にも大きな変化があった。

この2年間の主な法律の制定・改正として，2024（令和6）年の育児介護休業法改正（仕事と育児・介護の両立支援制度の拡充，育児休業取得状況の公表義務の拡大等），雇用保険法改正（雇用保険の適用拡大，教育訓練給付の拡充，教育訓練休暇給付金の創設，育児休業給付の拡充等），次世代法改正（法律の期限の10年延長，行動計画のPDCA化），事業性融資推進法制定（企業価値担保権の創設），入管法改正（育成就労・企業内転勤2号の在留資格の創設等），外国人育成就労法制定（外国人技能実習制度から外国人育成就労制度への抜本的な見直し），こども性暴力防止法制定（教員等の性犯罪歴の確認等を義務づけ），生活困窮者自立支援法改正（居住支援の強化，子どもの貧困への対応等），2025（令和7）年の労働安全衛生法改正（個人事業主も含めた災害防止対策の整備，ストレスチェック実施義務の適用拡大等），下請法改正（規制の拡充と法律題目の中小受託事業者法への改正），女性活躍推進法改正（法律の期限の10年延長，情報公表義務の拡充等），労働施策総合推進法改正（カスタマーハラスメント防止対策の法制化，治療と就業の両立支援），男女雇用機会均等法改正（就活ハラスメント防止対策の法制化），公益通報者保護法改正（保護対象者の拡大，不利益取扱いへの刑事罰・立証責任の転換の創設，事業者の体制整備義務の徹底と実効性強化等），給特法改正（教職調整額の割合の段階的引上げ等），年金制度改革法（社会保険の適用範囲の拡大，在職老齢年金の支給停止基準額の引上げ，iDeCo加入可能年齢の引上げ，企業型DCとiDeCoの拠出限度額の引上げ等）などがある。

また，この2年間の判例（最高裁判決）として，事業場外労働のみなし制の適用要件に関する協同組合グローブ事件判決，職種限定合意を超えた配転命令の違法性に関する社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件判決，労災支給処分の取消訴訟における特定事業主の原告適格の有無に関する国・札幌中央労基署長（一般財団法人あんしん財団）事件判決，大学教員等任期法による10年特例の適用に関する学校法人羽衣学園（羽衣国際大学）事件判決，地方

公務員の自殺をめぐる県の注意義務違反と公務災害認定基準のしん酌に関する静岡県事件判決など、実務にも影響を与える重要な判決が多数言い渡された。

加えて、下級審裁判例や実務、学説、政策等の多岐にわたる展開もある。第4版の執筆にあたり、上述の法律・判例以外の点で新たに加筆・補充した主要な事項として、労基法上の「労働者」や「事業」概念をめぐる課題（37頁～、42頁～）、「家事使用人」の適用除外をめぐる動き（60頁～）、「過半数代表者」をめぐる学説・裁判例と法改正へ向けた課題（119頁～）、労働協約の地域単位の拡張適用（174頁）、労働者の業務費用負担をめぐる問題（189頁～、687頁）、就業規則の不利益変更をめぐる近時の動き（235頁～）、パワーハラスメントの新たな類型（306頁～）、男女間接差別禁止の射程（367頁）、パート有期法8条の「不合理」性の解釈と裁判例（393頁～、402頁）、更新期待の合理性と雇止めの合理性・相当性の関係（421頁）、有期雇用派遣労働者への雇止め法理の適用（476頁～）、フリーランス保護法の解釈と課題（480頁～）、採用内定者の研修費用の負担（514頁）、人的資本経営の促進施策（527頁～）、配転命令の不利益性の判断（557頁）、企業価値担保権の実行手続における労働者保護（591頁～）、職務給への移行の動き（646頁）、非違行為と退職金の減額・不支給（659頁～）、労働時間適正把握義務の対象となる時間（727頁）、割増賃金の計算における出来高払制賃金（768頁）、変形労働時間制における所定労働時間の特定（772頁）、年休の時季変更権行使の合理的期間（814頁）、恒常的な要員不足と時季変更権行使（816頁）、年休利用の結果を考慮した時季変更権行使（826頁～）、労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い（856頁）、労災保険特別加入制度のフリーランスへの適用拡大（867頁）、特定技能1号・2号の対象拡大（988頁～）、障害者雇用率の引上げ（1000頁）、障害者への安全配慮義務（1012頁）、不正競争防止法上の営業秘密（1021頁）、整理解雇における解雇回避努力（1056頁）、退職勧奨の違法性（1077頁～）、定年後再雇用拒否の違法性（1093頁～）、ネット労働組合の法適合性（1126頁～）、組合規約の法的性質（1162頁）、労働組合の街宣活動・言論活動等の正当性（1239頁）、不当労働行為救済命令の不履行による損害賠償責任（1329頁）、雇用保険の保険料率（1370頁～）、早期再就職支援等助成金（旧労働移動支援助成金から題目変更）（1387頁～）、人材開発支援助成金の制度見直し（1390頁）、労基法・最賃法の私法的効力の国際的適用範囲（1430

頁～)、ビジネスと人権に関する EU 指令等の動き (1443 頁)、秘密録音記録等の証拠能力 (1491 頁) などがある。今回の改訂でも、150 件を超える新たな判例・裁判例・命令例を含む労働法の最新の動向を盛り込みつつ、歴史と理論に基づく労働法の体系のなかにそれらの変化・動態を的確に位置づけることで、その内容と意味をわかりやすく解き明かすことを心掛けた。本書が、多くの事項を盛り込んだ辞書的な書物にとどまらず、読者の皆さんの法的思考力を高め、知的好奇心を刺激するものとなっていれば、うれしい。

今回の改訂でも、東京大学出版会の山田秀樹さんに編集作業をご担当いただいた。初版から続く山田さんの緻密で的確なお仕事ぶりのおかげで、1600 頁を超える本書の改訂作業も予定通り円滑に進めることができた。厚生労働省 OB の上村俊一さん (元 ILO 駐日事務所事務局次長、現在は特定社会保険労務士) と浅田和哉さん (元茨城・大分労働局長、現在は特定社会保険労務士、労働安全・安全衛生コンサルタント) には、膨大な改訂部分を含む本書の原稿に目を通していただき、数多くの貴重なご指摘をいただいた。初版の刊行にあたって結成されたプロジェクトチームのメンバーからは、定期的に開催される研究会での議論を通じて、豊富な実務経験に基づく知見・助言や他の専門分野からの知的刺激をたくさんいただいている。今回の改訂からは、日本労働弁護団の平井康太さん (弁護士)、経営法曹会議の中山達夫さん (弁護士)、臨床心理学者の小林由佳さん (法政大学)、厚生労働省 OB の松原哲也さん (現在はリクルートワークス研究所)、前東京都港区長の武井雅昭さんにご参加いただき、議論がますます元気でおもしろいものとなった。

刺激的で温かい雰囲気の中かでこの本を作り上げることにご協力いただいている楽しい仲間たち、そしてこの本を手にとっていただいている読者の皆さんに、心から感謝したい。

2025 (令和 7) 年 7 月 新しい扉を開けながら

水町勇一郎

初版 はしがき

本書は、日本の労働法を詳しく解説した体系書である。

労働法については、多くの入門書・教科書・概説書などが公刊されている。そのなかで本書は、次のような特徴をもつ本になることを目指して執筆されたものである。

第1に、さまざまな形で展開される労働法の実務を広く射程に入れた専門書となることである。筆者がこれまで著した本を例にとれば、『労働法入門』（岩波新書）は労働法を大学等で勉強したことがない一般の市民の方々、『労働法』（有斐閣）は労働法を専門に勉強している法学部生・法科大学院生を、それぞれ念頭に置いて書いた本であった。本書は、これらとは対照的に、労働法についてある程度知識や経験をもっている実務家（弁護士、裁判官、政策の企画立案者、社会保険労務士、企業の人事労務担当者、労働組合役員など）と研究者（労働法研究者など）を読者として想定し、労働法の実務の世界で生起するさまざまな問題やそれにかかわる論点を広く専門的に考察した本となることを目指して執筆したものである。

労働法の代表的な教科書・概説書として、菅野和夫『労働法』（弘文堂）、西谷敏『労働法』（日本評論社）、荒木尚志『労働法』（有斐閣）、川口美貴『労働法』（信山社）、野川忍『労働法』（日本評論社）、専門的な概説書として、西谷敏『労働組合法』（有斐閣）、土田道夫『労働契約法』（有斐閣）、専門的な注釈書として、東京大学労働法研究会『注釈労働組合法（上）（下）』（有斐閣）、同『注釈労働基準法（上）（下）』（有斐閣）、厚生労働省労働基準局編『労働基準法（上）（下）（労働法コンメンタール）』（労務行政）、荒木尚志＝菅野和夫＝山川隆一『詳説 労働契約法』（弘文堂）などがある。本書を執筆するにあたっては、これらの概説書や注釈書のなかで触れられている論点のうち今日的な意義があると思われるものはほぼ網羅的に取り上げた。さらに、これまでは十分に論じられていないが、新たに生起している、今後重要な論点となる可能性がある問題についても、できるだけ幅広く取り上げることとした。

第2に、単に労働法の実務的な解説書ではなく、労働法の背景にある歴史と理論に根差した本となることである。労働法の実務に携わる方々とお話をすると、立法や判例の動向はもちろんであるが、その背景にある歴史や理論に強い興味や関心を持ち、その歴史や理論の積み重ねのなかで実務（自分たち）の立っている位置を確認しながら、前に進もうとされている姿を垣間見ることが少なくない。

歴史のない実務はない。理論のない実務はない。本書では、このような認識に立ち、今日の労働法の背景・基盤にある歴史的な経緯・成り立ちや理論的な考え方・筋道をできる限りわかりやすく叙述し、労働法の歴史・理論と実務との結びつきを意識しながら、今日の労働法をめぐるさまざまな問題を詳しく論じることを心掛けた。

このような大きな課題の実現に向けて、労働法を専門とする弁護士（労働者側・経営者側）、社会保険労務士、政策企画立案者（元厚生労働省）、研究者（労働法学者・社会保障法学者）によるプロジェクトチームを作り、2014（平成26）年7月から5年間、15回にわたって、本書の刊行に向けた研究会を重ねてきた。メンバーは、日本労働弁護団の岡田俊宏さん・竹村和也さん（弁護士）、経営法曹会議の小山博章さん・町田悠生子さん（弁護士）、社会保険労務士の安中繁さん・大野ゆかりさん・濱田寿剛さん、厚生労働省OBの上村俊一さん（元ILO駐日事務所事務局次長、現在は特定社会保険労務士）、浅田和哉さん（元茨城・大分労働局長、現在は特定社会保険労務士、労働安全・労働衛生コンサルタント）、労働法・社会保障法学者の柴田洋二郎さん（中京大学）・長谷川珠子さん（福島大学）と、本書の編集をご担当いただいた東京大学出版会の山田秀樹さんである。この研究会では、毎回、さまざまな経験と知見をもつメンバーから発せられた実務の視点（現場での悩みや奥の手など）に目から鱗が落ちる思いをし、それを一緒に理論的に吟味していくという作業を繰り返していった。また、上村俊一さん、浅田和哉さん、濱田寿剛さんには、本書の草稿全体に目を通していただき、たくさんの有益なご指摘をいただいた。このメンバーとともに過ごした濃く刺激的な時間がなかったら、この本がこのような形で完成することはなかった。本書の刊行にあたり、何よりも、このメンバーの皆さんにありがとうといいたい。

本書を企画し、プロジェクトチームを立ち上げたときには予想もしなかつ

た「働き方改革」関連法が2018（平成30）年6月に成立し、「70年ぶりの大改革」ともいわれる改革が進められている。日本の労働法はいま大きく変わろうとしている。

本書は、そのなかで、日本の労働法の歴史的・理論的な考察を土台に、労働法の理論と実務の融合を志向して書かれた本である。本書が、「働き方改革」を踏まえた日本の労働法の1つの到達点を示す書として、多くの方々に読んでいただけるとすれば、うれしい。

2019（令和元）年8月 優しく輝く小日向にて

水町勇一郎